

令和8年度

不法投棄パトロール隊マニュアル



豊田市不法投棄防止キャラクター
ポイSTOPくん

目次

事業の目的・活動の内容	1
物品支給制度と報告書等について	3
・ 物品支給一覧表（別表）	4
・ 物品支給申請時期、支給日	5
・ 様式第4号 物品支給申請書兼受領書（記入例）	...	6
・ 花苗注文書（花苗一覧表）	7
様式第3号 活動報告書について	8
不法投棄パトロール隊ボランティア保険について	9
不法投棄パトロール隊活動支援要綱	10
不法投棄パトロール隊活動支援内規	12
監視カメラの設置について	14
不法投棄対策について	17

1 事業の目的

市民と行政が一体となって不法投棄やごみの散乱を防止する活動を行うことにより、生活環境を保全し、市民一人ひとりが「きれいなまちを皆でつくっていく」ことを呼び掛けます。

またこの活動を支援することにより、その輪のつながりを地域に広げて「きれいなまち 豊田市」を皆でつくっていきます。

2 活動の内容【不法投棄パトロール隊】

①活動内容

不法投棄パトロール隊：登録制度

- 2年以上継続で、年間4回以上の活動、1団体5名以上200名以下
 - i 不法投棄等のパトロール
 - ii 不法投棄等の防止の啓発及び対策
 - iii 不法投棄等の通報及び回収
 - iv 地域の清掃及び美化活動
- 原則2名以上で申請活動地内をパトロールします。
- 投棄者を発見した場合、注意することは避け、特徴（車のナンバーなど）をメモして警察へ御連絡ください。
- 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行います。
- 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管してください。
- 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近とします。
- パトロール実施時は、ベスト、帽子を御着用ください。

→集めていただいた不法投棄物は清掃業務課が回収しますので、集めてある場所・量・投棄物の種類（燃えるごみ〇袋、金属ごみ〇袋、埋めるごみ〇袋、粗大ごみの品目など）を御連絡ください。

- 不法投棄物の通報
 - ・ 不法投棄物等を発見し、投棄者を確認できる証拠物がある場合は、現状のままで警察へ場所、投棄物、量を通報してください。ただし、ごみステーションの中に出されているごみは、警察では対応していません。
 - ・ 調査が終了し、犯人が見つからないなど、警察から処分を依頼された投棄物は、清掃業務課へ御連絡ください。

- 不法投棄防止の啓発と対策
 - ・ 不法投棄の多発場所には、土地の所有者の了承を得て、看板や杭打ちなどの防止対策を行ってください。

②市の支援

- 活動に必要な資材の支給
 - ・ 物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を清掃業務課に提出してください。
 - ・ 支給物品は、消耗品と原材料とします（支給物品一覧参照）。

- 不法投棄物の回収
 - ・ 活動で集めていただいた投棄物は回収いたします。
 - ・ 自転車は、警察に連絡をしていただいた後の処理となります。

※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態交通安全防犯課
(電話34-6633)

※ナンバー付き原動機付自転車は、市民税課（電話34-6617）

※LPガスボンベは触らずに警察とLPガス協会（電話80-1062）

③注意事項

- ・ 不法投棄者に遭遇した場合は、大きな事件に発展するといけないうので、声などをかけないでください。
- ・ 必ず複数でパトロールを行ってください。
- ・ 万一、事故やケガをした場合は、清掃業務課へ御連絡ください。

【連絡・問合せ先】 環境部 清掃業務課 電話 71-3003 FAX 71-3000

物品支給制度と報告書類について

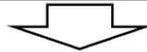
物品支給制度…不法投棄回収・啓発活動をするために必要な物品等を申請できる制度。

■申請について

物品支給を希望される団体は、以下のとおり申請ください。

物品支給申請書兼受領書（様式第4号）の記入（マニュアル内6ページ参照）

- ★支給可能な物品等はマニュアル内4ページをご参照ください。
- ★支給日はマニュアル内5ページを参考にご記入ください。
- ★支給場所は清掃業務課（渡刈町）又は市の各支所（上郷支所、保見出張所、石野出張所を除く）を選択ください。



記入後、清掃業務課、又は市の各支所へ提出

- ★提出は、清掃業務課への郵送（〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3）、FAX（0565-71-3000）、メール（seisouyoumu@city.toyota.aichi.jp）も可能。

■物品の受取について

- ・物品は、「物品支給申請書兼受領書（様式第4号）」に記入いただいた支給希望日・場所でお渡しします。なお、支所での受取を希望される場合は、受取時間を午後からで
お願いします。
- ・希望日に物品をお渡しできない事情が生じたときのみ、清掃業務課から支給日・支給
場所等、電話にてご相談させていただきます。

(別表) 物品支給一覧表

- 1) 支給物品は、パトロール活動に必要又は使用する資材とします。
- 2) 支給物品は、大きく分けて消耗品(A・Bがルポ)と原材料(A・Bがルポ)とし、内容は下記のとおりとします。
- 3) 下表の物品以外は支給できません。

物品全体の

上限5万円/年

	品目	規格等	単価(円)	申請限度数		
消耗品 A	ベスト		フリーサイズ	2,000	20	
	ジャンパー		フリーサイズ	2,000	20	
	帽子	キャップ		フリーサイズ	500	50
	ごみ袋	燃やすごみ(大)		単位: 1パック(20枚)	300	20
		燃やすごみ(ワイド)		単位: 1パック(20枚)	350	20
		金属ごみ・埋めるごみ(大)		単位: 1パック(20枚)	350	各20
		刈草用(大)		50枚セット	3,000	1
	手袋	軍手			30	200
		ゴム手袋(Lサイズ 又は Sサイズ)			550	30
	金ばさみ	ごみ拾い用			500	50
	ほうき	竹ほうき			900	10
		庭ほうき			1,200	10
	看板	ごみ捨て禁止看板	※支柱付き		2,000	5
		マグネット看板(車両用)	「不法投棄パトロール中」		600	5
マグネット看板(車両用)		「ポイSTOPくん」		1,000	10	
消耗品 B (上限3万円/年)	一輪車	深型		12,000	1	
		交換用タイヤ	(パンクレス)	2,700	2	
	ちり取り 箕「み」	スタンド型		1,100	10	
		大		3,200	5	
	スコップ	剣先		1,700	5	
		角先		1,700	5	
		園芸用		750	10	
	鍬	草かき鍬(半月形)		2,400	5	
		草かき鍬(三角)		3,600	5	
		U型溝さらえ(ロングハンドル)		2,300	5	
		片手草削り		1,100	10	
	かま	草刈鎌		700	15	
		中厚鎌		2,600	3	
		柄長鎌		7,300	3	
	熊手	鉄線型レイキ		2,800	3	
		鉄棒型レイキ		3,100	3	
		竹くまで		1,000	5	
	フォーク	スチールフォーク(4本爪)		3,600	3	
	じょうろ	プラスチック製		1,100	5	
	刃物類	のこぎり(歯長240mm)		2,800	5	
		のこぎりの刃(替刃)		1,600	5	
		草刈機刃(径230 又は 255)	(2枚組)	1,300	15	
		草刈機刃(径230 又は 255)	(1枚組)	1,500	15	
		草刈機ナイロン紐刃		2,300	10	
		ナイロン紐刃付替え用		1,200	5	
		草刈機刃 竹・笹・雑木用刃(径230)		1,600	5	
	その他	草刈り用前掛け		1,700	5	
草刈り用防護面			1,900	5		
原材料 A + B	品目	規格等		単価(円)	申請限度数	
	花苗	パンジー サルビアなど	種別は花苗注文書参照	100	300	
	花苗	葉ぼたん		160	100	
肥料	I B化成(単位: kg)		400	10		
原材料 B (上限3万円/年)	品目	規格等		単価(円)	申請限度数	
	花の種	季節の花(1袋 約50粒入り)		300	10	
	土	培養土 14ℓ		250	20	
	肥料	有機たい肥「ecoグリーン」 8kg		150	5	
	肥料	消石灰 10kg		1,000	2	
	プラント	プラスチック製		300	10	
	ロープ	トラロープ 1巻(100m)		1,300	2	
トラロープ 1巻(50m)			1,000	1		
くい	プラスチックくい		1,100	10		

【別表1】 物品支給申請時期・支給日について

- ◆ 支給物品…別表「物品支給一覧表」のとおり
- ◆ 申請方法…「物品支給申請書兼受領書（様式第4号）」を記入し、次のいずれかで提出
 - ① 清掃業務課へFAX（0565-71-3000）、メール（seisouyoumu@city.toyota.aichi.jp）
 - ② 清掃業務課へ郵送（〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3）
 - ③ 清掃業務課又は市の支所の窓口へ持参
- ◆ 申込期限及び支給日…次のとおり
 - ・ 物品の支給は、原則、申請いただいた希望日時と場所で行います。
 - ・ 受取場所が支所の場合、土日祝日以外で受取時間は午後の時間をお願いします。なお、上郷支所、保見出張所、石野出張所では受取が出来ませんのでご注意ください。
 - ・ 在庫の状況や清掃業務課から支所への配送の都合により、受領日時の変更をお願いすることもありますのでご了承ください。

消耗品A・Bグループ、原材料Bグループ（花苗、IB化成以外）

	申込期限	受渡期間（土日、祝日を除く）	備考
1	R8 4/1(水)～3(金)	4/15(水)～5/20(水)	ベスト、ジャンパー、帽子と ごみ袋の支給のみ（在庫分のみ）
2	4/15(水)	5/21(木)～6/17(水)	
3	5/13(水)	6/18(木)～7/22(水)	
4	6/17(水)	7/23(木)～8/19(水)	
5	7/15(水)	8/20(木)～9/24(木)	
6	8/19(水)	9/25(金)～10/21(水)	
7	9/16(水)	10/22(木)～11/18(水)	
8	10/14(水)	11/19(木)～12/23(水)	
9	11/18(水)	12/24(木)～1/20(水)	
10	12/16(水)	1/21(木)～2/24(水)	
11	1/20(水)	2/25(木)～3/17(水)	
12	2/17(水)	3/18(木)～3/31(水)	ごみ袋のみ支給

原材料Aグループ（花苗、IB化成）

	申込期限	受渡期間（土日、祝日を除く）	備考
1	4/22(水)	5/21(木)～6/3(水)	
2	5/7(木)	6/4(木)～6/17(水)	
3	5/27(水)	6/18(木)～6/30(火)	6/30で春の花苗終了
4	9/24(木)	10/22(木)～11/4(水)	
5	10/14(水)	11/5(木)～11/25(水)	
6	11/4(水)	11/26(木)～12/9(水)	12/9で秋の花苗終了

- **花苗とIB化成については、申込期限と受渡期間が消耗品A・Bグループと原材料Bグループ（以下「消耗品等」という。）と異なります。**

次のような場合は、消耗品等と花苗を同時に受け取れませんのでご注意ください。

- 例 4月22日に消耗品等と花苗を申請 受取日は5月21日
 消耗品等の申込期限（4/15）が過ぎているため、消耗品の受取は6月18日
 以降になります。

物品支給申請書兼受領書

豊田市長 様

代表者名 豊田 太郎

電話番号 71-3003

認定番号	0530	団体名	豊田自治区不法投棄パ
不法投棄パトロール隊活動支援要綱第5条第5項に基づき、			

支所での受取希望の場合は、受取時間を午後で設定してください。

支給希望日	令和8年 5月21日 (木) <input checked="" type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	10時頃
支給場所	<input checked="" type="checkbox"/> 清掃業務課 <input type="checkbox"/> その他 ()	
連絡先	氏名 豊田 次郎 連絡先 〇〇-〇〇〇〇	

担当者の氏名と連絡先を記入してください。

		数量	単価	総額	備考	受領
ベスト	フリーサイズ	5	2,000	10,000		
ごみ袋	燃 5	5	300	1,500		
ごみ袋	ワイド 5、金属 2	7	350	2,450		
ほうき	竹ほうき	10	900	9,000		
消耗品 (Aグループ) 計 (ア)				22,950		

ごみ袋は、種類を記入してください。種類によって単価が異なりますのでご注意ください。

	規格	数量	単価	総額	備考	受領
熊手	竹くまで	3	1,000	3,000		
刃物類	草刈機刃(255 2枚組)	5	1,300	6,500		
消耗品 (Bグループ) 計 (イ)				9,500		

草刈機替刃は口径と1枚又は2枚組を記入してください。

消耗品 B...上限3万円/年

品名	規格	数量	単価	総額	備考	受領
花苗	別紙「花苗注文書」のとおり	100	100	10,000		
土	培養土	10	250	2,500		
ロープ	トラロープ(100m)	3	1,300			
原材料 計 (ウ)				16,400		

原材料 AB...上限3万/年

総合計額 (ア)+(イ)+(ウ)	48,850円 ※上限5万/年
-------------------------	------------------------

上記の物品を受領いたしました

受領日 令和 年 月 日 受領者名 _____

花 苗 注 文 書 (春 用)

認定番号

連絡者氏名

団体名

電話番号

品 種	花 色	単 価 (円)	注 文 数	金 額 (円)
サルビア	レッド	100		
	ブルー			
マリーゴールド	イエロー	100		
	オレンジ			
ペゴニア	スカーレット	100		
	ホワイト			
	ピンク			
日々草	レッド	100		
	ホワイト			
	ストロベリー			
ジニア プロフェュージョン	レッドイエロー	100		
	チェリーバイカラー			
	レッド			
	レモン			
	ホワイト			
アゲラタム	ブルー	100		
その他	IB化成 (1kg)	400		
合計				

受け取り希望日 : 月 日 時 分 頃

受け取り希望場所 : 清掃業務課 / その他 ()

～ 注 意 ～

- 必ず物品支給申請書兼受領書 (様式第4号) と一緒にご提出ください。
- 在庫・生育状況により、花苗の色・数の変更をお願いする可能性があります。
- 秋の花苗のリストは、9月末頃 豊田市ホームページにて掲載させていただきます。

(記入例)

様式第3号

令和 ○年 3月31日

活動報告書

豊田市長 様

代表者名 豊田太郎

電話番号 71-3003

下記のとおり、パトロール隊活動支援要綱第4条第2項に基づき、報告します。

認定番号	0530	団体名	豊田自治区不法投棄パトロール隊
------	------	-----	-----------------

NO	活動月日	活動場所	活動内容	参加人数
1	4月29日	白浜公園周辺	ポイ捨てごみ回収	75人
2	6月3日	トヨタ町、 千足町周辺	不法投棄パトロール、地域の清掃および美化活動	25人
3	7月31日	豊田市駅周辺	おいでんまつりクリーンキャンペーン協力	25人
4	10月29日	トヨタ町周辺	道路沿線に花苗植栽	80人
5	月 日			人
6	月 日			人
7	月 日			人
8	月 日			人
9	月 日			人
10	月 日			人
11	月 日			人
12	月 日			人
13	月 日			人
14	月 日			人
計	活動回数	4回	活動延べ人数	205人

【添付書類】 活動写真

不法投棄パトロール隊ボランティア保険について

【傷害補償のあらまし】

1 傷害保険

1) 死亡・後遺傷害保険金 100万円

(事故日を含めて180日以内)

2) 入院保険金 (1日につき) 1,000円

3) 通院保険金 (1日につき) 500円 限度日数 90日

※入院・通院は事故日を含めて180日以内、通院は90日を限度に保険金が支払われます。

※熱中症・急性心不全などの病気については担保されません。

2 お役に立つ場合

不法投棄パトロール隊の構成員の方が、不法投棄パトロール隊の活動中に怪我をされた場合に保険金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意によるケガ

2) 地震・噴火又は津波によるケガ

3) 脳疾患、疾病、身心喪失等

【賠償補償のあらまし】

1 補償限度額

対人・対物共通 1事故に対し 最高 5,000万円

(※免責 1,000円)

2 お役に立つ場合

運営上の不備によって生じた偶然の事故により、第三者がケガをしたり第三者の持ち物が壊れ、隊員の皆様が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金が支払われます。

3 お支払できない場合

1) 保険契約者や被保険者又は保険金を受け取る方の故意による事故

2) 自動車による賠償責任

3) 提供、販売した飲食物や商品による賠償責任

4) 他人から賃借したり預かっていたりしている財物の損害

5) 暴動・天災による損害



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法投棄パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）の活動支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援)

第2条 市長は、まちの美観及び地域環境の保全等を阻害する不法投棄やポイ捨て等（以下「不法投棄等」という。）の発生を防止し、市民の生活環境の向上及び地域環境保全を図るため、パトロール隊の活動に必要な支援を行うことができるものとする。

(団体登録)

第3条 市民等が主体となり継続的に活動を行う団体は、団体登録申請書（様式第1号）により登録することができるものとする。

2 団体登録には、次の要件を必要とする。

- (1) 2年以上継続して年間4回以上の活動を行うことができる団体
- (2) 1団体5名以上200名以内の団体
- (3) 代表者が20歳以上の者であること。

3 申請により登録を認める団体には市長から認定番号を付与するものとする。

4 団体名、代表者等の変更が生じたときは、速やかに市長に団体登録変更届（様式第2号）を提出するものとする。

5 同条第2項第2号の1団体5名に満たなかった場合は、個人登録申請書（様式第1-1）により個人登録できるものとする。様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号の「団体名」は、「個人名」と読み替えることとする。

(活動内容)

第4条 パトロール隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 不法投棄等のパトロール及び防止啓発
- (2) 不法投棄等の通報及び回収
- (3) 地域の清掃及びまち美化活動
- (4) その他環境美化等に関する活動

2 登録団体は、年1回、市長に活動報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

(物品支給)

第5条 市長は、登録団体が活動するための支援として、必要な物品等を支給（以下「物品支給」という。）することができる。

2 物品支給は予算の範囲内で、1団体の限度額は年間5万円とする。ただし、活動の内容及び状況により、市長は支給制限をすることができる。

- 3 支給する物品等は、消耗品及び原材料とし、原材料の限度額は5万円のうちの3万円以内とする。
- 4 支給する物品等は、毎年予算の範囲内で別に定めることとする。
- 5 物品支給を受けようとする団体は、物品支給申請書兼受領書（様式第4号）を市長に提出するものとし、物品支給を受けた団体は物品支給申請書兼受領書（様式第4号）に受領者が記名し提出しなければならない。
- 6 個人、企業、事業所、学校が地域でごみの分別収集などボランティア活動を行う場合の支給制限は、不法投棄パトロール隊活動支援内規によるものとする。

（登録の解除）

- 第6条 登録団体が活動を2年以上休止又は停止する場合は、団体登録廃止届（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、第3条第2項及び第4条第2項の規定により、登録団体から2年以上活動報告書の提出がない場合は、団体登録を解除することができるものとする。

（委任）

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



豊田市不法投棄パトロール隊活動支援内規

1 団体等の登録要件

- (1) 既存団体と構成員を実質的に同じくする団体での登録申請はできない。
- (2) 同地域内又は同町地内での団体は1～2団体程度とする（200戸で1団体を目安とする。）。
- (3) 代表者は実働者（市と連絡が密にできる者）とし、活動の状況を把握できる者とする。
- (4) 代表者は複数の不法投棄パトロール隊の代表を兼ねることはできない。

2 活動内容

- (1) 申請活動地域内をパトロールする。
- (2) 不法投棄物等を発見し、投棄者が確認できる証拠物がある場合は、現状のまま警察へ場所、投棄物、量を通報する。
- (3) 不法投棄物等を分別収集し、公共の場所で保管し清掃業務課に連絡する（清掃業務課と協議した指定場所はその限りでない。）。
- (4) 申請活動地域内の道路、河川等の不法投棄物等の分別収集を行う。
- (5) 美化活動（清掃、花等の植付け）は、申請活動地域内の道路沿線及びごみステーション付近等とする（花等の植付けは物品支給申請時に計画を提出する。）。
- (6) 市（市長）から応援依頼があった場合は、これに協力する（おいでんまつり等、市の事業への協力）。

3 物品支給

- (1) 物品支給は1団体5万円以内とする。
- (2) 物品支給申請者は団体の代表者とする。
- (3) 物品支給の消耗品及び原材料及び各支給物品の1回あたりの申請限度額は、別表1「物品支給一覧表」のとおりとする。
- (4) 消耗品及び原材料は、それぞれ、AグループとBグループに分けて支給する。
- (5) 消耗品Bグループ及び原材料全体の支給は、限度額を3万円とする。
- (6) 申請時期・支給日は、別表2のとおりとする。ただし、緊急に必要と認められる場合はこの限りではない。

4 市の支援内容

- (1) ごみ収集活動により分別収集され、公共施設等に保管されているごみを回収する。
- (2) 登録団体からの申請に対して活動資材を提供し、活動を支援する。
- (3) 登録団体への傷害保険及び損害賠償保険に加入する（内容及び詳細は別紙1のとおり）。

5 支給制限

- (1) ごみの分別収集を個人で実施している者（4名以下の活動団体）の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険は本人の希望があれば加入できる。）。
- (2) 企業、事業所で敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、消耗品を3万円以内（登録年度を除く。）で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (3) 学校事業で学校敷地外でのボランティア活動（ごみの分別収集）を行う団体の物品支給申請に対しては、Aグループの物品を1万円以内で支給することができる（傷害・賠償保険には加入できない。）。
- (4) 活動報告書（様式第3号）が提出されなかった場合は、翌年の物品支給を制限する（通常の5割とする。）。
- (5) 報告された活動回数が年間4回に満たなかった場合は、活動報告書が提出されなかったものとみなす。

監視カメラの設置について

◆市保有台数

自立式 7台 取付式 9台 16台

◆利用方法

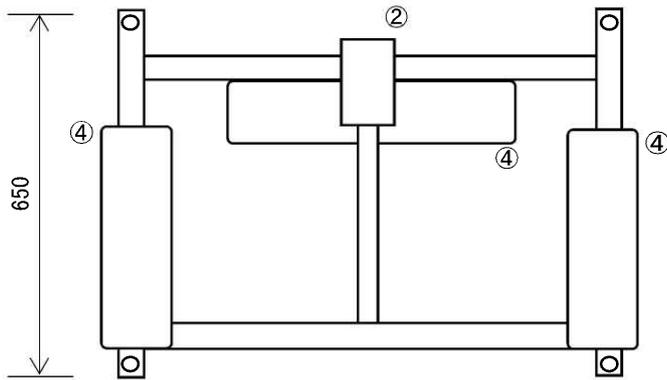
- ・パトロール隊から豊田市清掃業務課に設置要望（電話連絡可）
- ・豊田市清掃業務課は事前に現地及び設置予定地の周辺を確認
- ・現地確認後に設置可能と判断した場合、自治区と相談し、具体的な設置日時等を調整
- ・設置当日、自治区等の立ち合いのもと、設置及び機器調整
- ・監視カメラ作動開始
- ・設置期間は原則2か月間

●注 意●

映像について

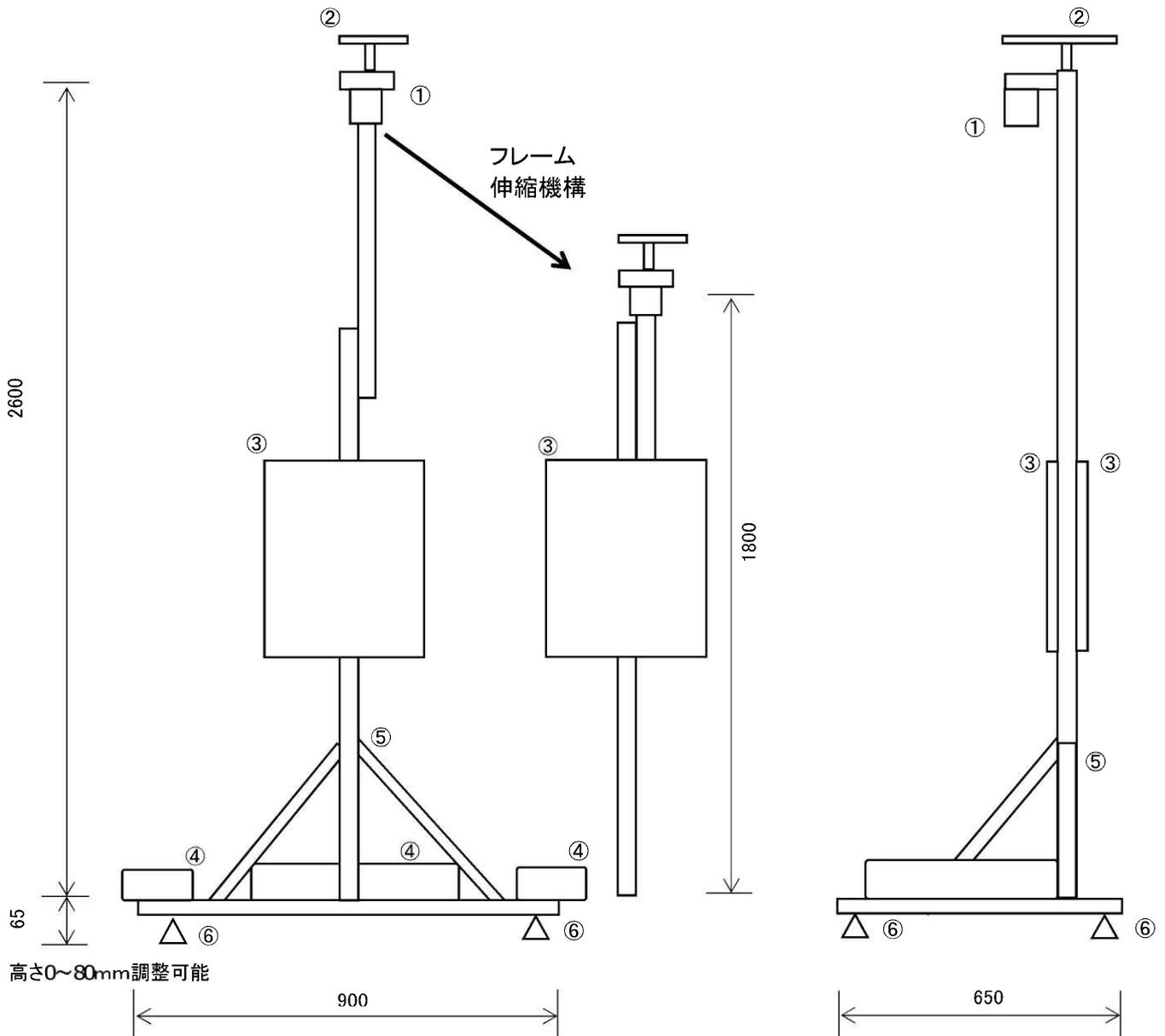
カメラの映像は清掃業務課職員のみ閲覧できる。ただし、映像の内容に不法投棄を行った犯人につながるような情報（車のナンバーなど）が有り、警察に届け出ることができると市が判断した場合、自治区と相談したうえで該当データを警察に受け渡すことがある。（状況に応じ、ダミーとすることも可能）

自立式 不法投棄監視カメラ 外観図



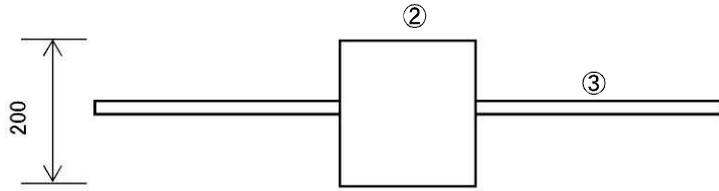
No.	名称	備考
①	監視カメラ	センサーライト内蔵
②	ソーラーパネル	
③	注意喚起看板	反射タイプ
④	コンクリートブロック	脱着式
⑤	アルミフレーム	
⑥	アジャスターパッド	

防水規格：IP66相当
 監視カメラ画素数：400万画素
 重量：約60kg

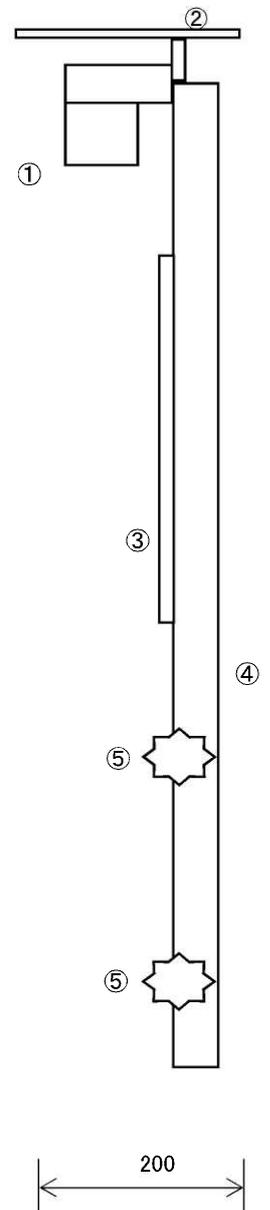
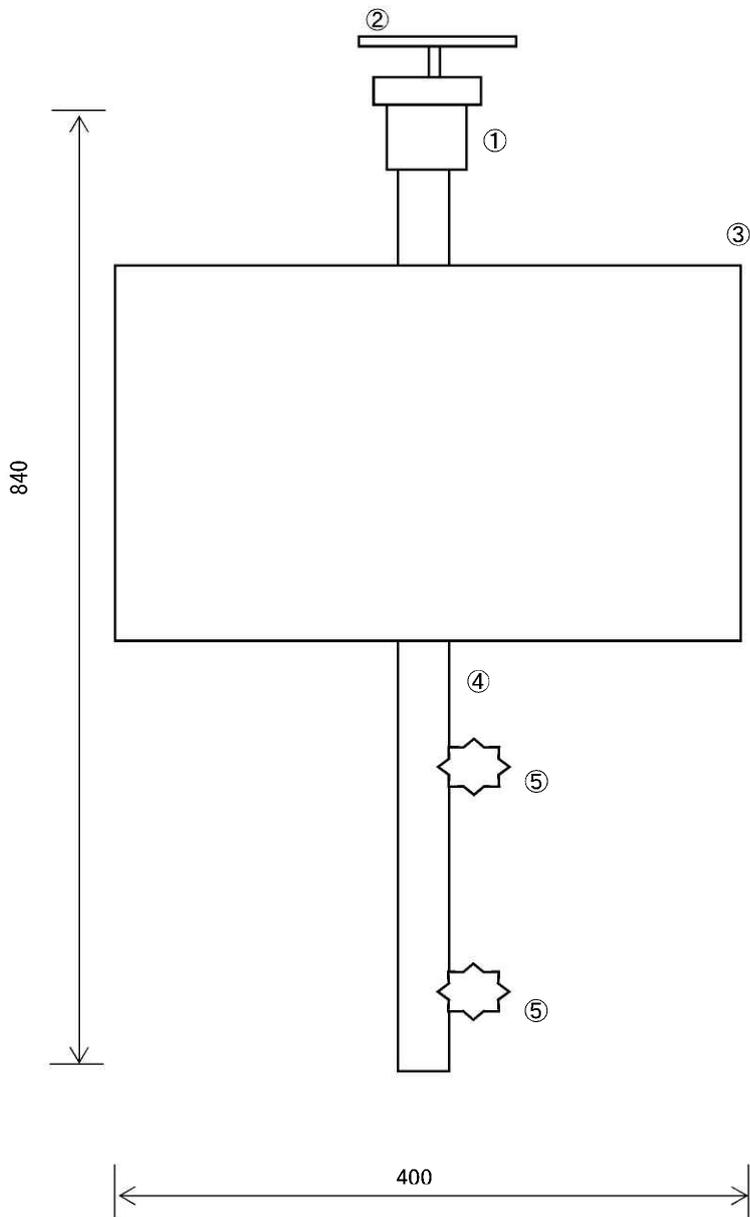


支柱式 不法投棄 監視カメラ 外観図

No.	名称	備考
①	監視カメラ	センサーライト内蔵
②	ソーラーパネル	
③	注意喚起看板	反射タイプ
④	アルミフレーム	
⑤	自在クランプ	



防水規格：IP66相当
 監視カメラ画素数：400万画素
 重量：約3kg



不法投棄対策について

1 不法投棄物の処理について

(1) 自治区、不法投棄パトロール隊など地域のボランティア活動による収集物

〈対応〉代表者の方の連絡により清掃業務課又は支所(旧町村地区)が回収します。

〈お願い〉区民会館など公共の場所に分別収集して、収集量等の連絡をお願いします。

(2) 道路、河川、公園等公共施設にある不法投棄物

〈対応〉連絡により施設管理者が回収します。

〈お願い〉所管部署に投棄場所・投棄物等の連絡をお願いします。

(3) 民有地(個人等所有の土地)への不法投棄物

〈対応〉土地所有者が自主的に回収して清掃事業所又は支所(旧町村地区)へ自己搬入する。

〈お願い〉状況によっては、自治区長立会いのもと土地所有者等と共働により不法投棄物の回収に協力できますので、清掃業務課へご相談ください。

[連絡先] 豊田市 環境部 清掃業務課 電話 71-3003

各支所市民生活担当(旧町村地区)

旭 68-2213 足助 62-0600 稲武 82-2511

小原 65-2001 下山 90-4411 藤岡 76-2103

[道路上] 国道 名古屋国道事務所・豊田維持出張所 32-6110

県道 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9326 (県足助支所) 62-0047

市道 市道路維持課 34-6645 (市地域建設課 62-0604)

林道 市森林課 62-0607

[公園] 公園緑地課 34-6621

[河川] 市河川課 34-6672 国交省 豊橋河川事務所 0564-22-1564

県河川 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9319

(県足助支所) 62-0047

[事業系ごみ(産業廃棄物等)の不法投棄] 市廃棄物対策課 34-6710

※道路上の放置自転車、放置車両はそのままの状態です交通安全防犯課 34-6633

※ナンバー付き原動機付自転車は、市市民税課 34-6617

※LPガスボンベは触らずに警察(35-0110)とLPガス協会豊田支部 80-1062

2 不法投棄防止対策について

(1) 市民等との共働活動

①不法投棄パトロール隊【登録制度】(清掃業務課 71-3003)

対象: 2年以上継続して年間4回以上の活動を行う有志による団体(5名以上)

主な活動: 定期的なパトロール及びポイ捨てごみの回収、まち美化活動

支援内容: 活動資材(消耗品、原材料)の支給[予算範囲内]、収集したごみの回収など

②不法投棄等の通報に関する覚書の締結に基づく措置内容連絡会議(廃棄物対策課 34-6710)

郵便局、タクシー協会、中部電力、森林組合、猟友会と監視活動を実施

(2) 行政主体の対策

①不法投棄パトロール員の設置（清掃業務課71-3003）

体制：6班15名体制（パトロール車 渡刈2台、藤岡2台、足助2台）

活動：不法投棄多発箇所のパトロール、不法投棄ごみの回収

②不法投棄監視カメラシステムの設置 16台

③不法投棄対策連絡会 行政関係部署（警察、国、県と市各課）と連携

④ポイSTOP計画の実施 不法投棄を未然に防ぐ市民意識の醸成を図るため、子どもたちへの環境教育や街頭啓発活動をポイSTOPくんとともにを行う。

《参考データ》

■ 不法投棄物処理実績（正職員、パトロール員）

年度	処 理		主な回収品目(個数)							
	件数	処理量	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
R6(3月末)	1,114	49.6t	65	4	27	11	327	13	7	13
R7(12月末)	889	44.4t	49	2	40	10	399	18	17	15

■ 市民等の自己搬入実績

年度	件数	家電5品目	タイヤ	バッテリー	自転車	粗大ごみ	分別ごみ(袋)
R6(3月末)	84	19	44	10	2	61	798
R7(12月末)	68	2	7	1	2	145	832

(自己搬入とは)

管理する土地に不法投棄をされた者が、直接、渡刈清掃事業所に分別して持ち込む方法

■ 不法投棄パトロール隊（登録数）

年度	団体登録数	人数	活動回数	活動延べ人数
R6(3月末)	208団体	6,629人	3,164回	32,934人
R7(12月末)	214団体	6,640人	集計中	集計中

■ ポイSTOP計画実施の実績

活動内容	実施内容	実施回数
吸い殻ポイ捨て防止街頭ごみ拾い活動	ごみ拾い活動	9回
エコット・交流館など地域、大型イベントでの啓発活動	マスコット貸し出し	1回
	地域への啓発活動	0回
	大型イベントでの啓発活動	5回

※ 不法投棄問題は、これを行えば必ず無くなるといった絶対的な対策はありません。

不法投棄未然防止への市民意識の醸成にも時間がかかります。

今後も皆さまと市民が共働して、根気よく活動を継続することが肝要と考えています。

今後とも皆さま方の御理解、御協力をお願い致します。



